

農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について

- 事務ガイドライン -

平成14年3月1日制定
農林水産省経営局

【改正履歴】

制定：平成14年3月1日付13経営第6051号経営局長名通知
改正：平成14年6月4日付14経営第1143号経営局長名通知
平成15年3月31日付14経営第7390号経営局長名通知
平成15年9月2日付15経営第2964号経営局長名通知
平成15年10月1日付15経営第3510号経営局長名通知
平成15年12月11日付15経営第5101号経営局長名通知
平成16年10月19日付16経営第4101号経営局長名通知
平成17年4月1日付16経営第8894号経営局長名通知
平成17年10月24日付17経営第4277号経営局長名通知
平成18年3月15日付17経営第6945号経営局長名通知
平成18年7月20日付18経営第2351号経営局長名通知
平成18年9月20日付18経営第3438号経営局長名通知
平成18年12月18日付18経営第4898号経営局長名通知
平成19年1月25日付18経営第6061号経営局長名通知
平成19年3月30日付18経営第7931号経営局長名通知
平成20年3月25日付19経営第7643号経営局長名通知
平成20年6月13日付20経営第1088号経営局長名通知
平成20年12月3日付20経営第4092号経営局長名通知
平成21年3月31日付20経営第7233号経営局長名通知
平成21年7月10日付21経営第1918号経営局長名通知
平成21年12月11日付21経営第4601号経営局長名通知
平成22年3月31日付21経営第7181号経営局長名通知

附 則

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成14年6月4日から施行する。ただし、この規定による変更後の1 - 2については、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日以前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載方法に関しては、なお従前の例による。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会に業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載方法に関する省令の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第29号)附則第2条ただし書の規定を適用している場合には、この規定による変更後の「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)に当たっての留意事項について」(事務ガイドライン)の規定を適用する。

附 則〔平成15年3月31日14経営第7390号〕

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成15年3月31日以前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべき事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、部門別損益計算書及び業務報告書については、なお従前の例による。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会に業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書の記載方法に関する省令の一部を改正する省令(平成15年農林水産省令第17号)附則第2条ただし書の規定を適用している場合には、この規定による変更後の「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」に当たっての留意事項について(事務ガイドライン)の規定を適用する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成15年9月2日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規定による変更後の「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」に当たっての留意事項について(事務ガイドライン)の規定は、平成16年3月31日以後に到来した決算期に関して作成すべき貸借対照表及び部門別損益計算書並びに連結貸借対照表(以下「貸借対照表等」という。)について適用し、同日前に到来した決算期に関して作成すべき貸借対照表等については、なお従前の例による。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会の業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計算に関する省令の一部を改正する省令(平成15年農林水産省令第84号)附則第2条ただし書の規定を適用している場合、又は、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令(平成15年内閣府・農林水産省令第7号)附則第2条ただし書の規定を適用している場合には、この規定による変更後の「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」に当たっての留意事項について(事務ガイドライン)の規定を適用する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成15年10月1日から施行する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成15年12月11日から施行する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成16年10月19日から施行する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規定による変更後の農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合が農業協同組合法第54条の2の規定に基づき作成する業務報告書に係る規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成17年10月24日から施行する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成18年3月15日から施行する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成18年7月20日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規定による変更後の別紙様式2-2及び別紙様式2-3については、平成19年3月31日以後に終了する事業年度に係る書類について適用する。

2 この規定による変更後の別紙様式12-1及び別紙様式13-1については、平成19年7月末及び8月末以後の提出資料について適用する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成18年9月20日から施行する。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成18年12月18日から施行する。

(非常勤役員の扱いについての特例)

第2条 この通知の変更による指導に基づく農協の非常勤の女性役員枠の設置については、短期的に女性役員の登用を促進する観点から、次の各号の要件のすべてを満たす場合には、平成24年度に開催される通常総会までに限り、1-1-3(3)の規定は適用しないものとする。

- 一 当該農協において、男女共同参画に関する数値目標(正組合員に占める女性の割合、総代に占める女性の割合及び役員における女性役員数等)及びその達成のための具体策を策定していること。
- 二 当該農協の理事会の開催頻度及び役員の出席率が低下しないこと。
- 三 女性役員枠の設置による役員の定数変更に係る定款変更であることを総会等において明示するとともに、定款変更理由で明記すること。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成19年1月25日から施行する。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成19年4月1日から施行する。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成20年3月25日から施行する。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成20年6月13日から施行する。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成20年12月3日から施行する。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成21年3月31日から施行する。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、平成21年7月10日から施行する。ただし、この規定による変更後の0-8については、個人情報ガイドライン(農林水産省版)の改正の施行日より適用することとし、当該ガイドラインの改正の施行日前に、組合が、個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン(平成16年農林水産省告示第2013号)第25条第3項の規定により報告を要する個人情報の漏えい等の事実を把握した場合には、なお従前の例による。

(施行日)

第1条 この通知による変更は、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日(平成21年12月15日)から施行する。

(施行日)

第1条 この規定による変更は、平成22年3月31日から施行する。ただし、この規定による変更後の4-3(5)、6-1及び6-2-1については、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規定による変更後の4-1-1については、平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

<目 次>

ページ

0	一般的事項	
0 - 1	法解釈への照会	1
0 - 1 - 1	照会を受ける内容の範囲	
0 - 1 - 2	照会に対する回答方法	
0 - 2	組合に対する苦情等	1
0 - 2 - 1	苦情等を受けた場合の対応	
0 - 2 - 2	苦情・相談窓口の設置	
0 - 3	法令等遵守	2
0 - 3 - 1	法令等遵守態勢の整備	
0 - 3 - 2	不祥事件等の発覚の第一報	
0 - 3 - 3	行政庁への届出	
0 - 3 - 4	届出の内容等	
0 - 3 - 5	不祥事件等の確認	
0 - 3 - 6	法令・定款等に違反している組合に対する措置	
0 - 3 - 7	組合の業務の状況等によって必要があると認める組合に対する措置	
0 - 4	オフサイト・モニタリングについて	5
0 - 5	検査との連携	5
0 - 5 - 1	本検査着手前	
0 - 5 - 2	検査終了後	
0 - 5 - 3	報告命令の発出等	
0 - 5 - 4	自己資本基準未達組合に対する指導	
0 - 5 - 5	都道府県の対応	
0 - 6	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律への取組の強化	7
0 - 6 - 1	公正取引委員会との連携	
0 - 6 - 2	報告命令・改善命令の発出	
0 - 6 - 3	都道府県の対応	
0 - 7	行政処分を行う際の留意点について	8
0 - 7 - 1	行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて	
0 - 7 - 2	行政手続法との関係等	
0 - 7 - 3	意見交換制度	
0 - 7 - 4	関係当局等との連携及び連絡	
0 - 7 - 5	不利益処分の公表に関する考え方	
0 - 8	個人情報の保護に関する法律に関する取組について	13
1	組合の組織	
1 - 1	組合の設立、定款変更及び解散	14
1 - 1 - 1	申請書類	
1 - 1 - 2	審査要領	

1 - 1 - 3	留意事項	
1 - 1 - 4	非課税措置の適用を受ける厚生連に対する適切な管理について	
1 - 2	業務及び執行体制	2 0
1 - 2 - 1	業務運営について	
1 - 2 - 2	職員兼務理事について	
1 - 2 - 3	信用事業専任理事について	
1 - 2 - 4	総会への役員選任議案提出の留意事項	
1 - 2 - 5	経済事業未収金の適切な管理に係る指導	
1 - 2 - 6	米穀等の共同計算について	
1 - 3	休眠組合への対応	2 3
2	各種規程の承認等	
2 - 1	農地信託規程の承認	2 4
2 - 1 - 1	申請書類	
2 - 1 - 2	審査要領	
2 - 1 - 3	留意事項	
2 - 2	宅地等供給事業実施規程の承認	2 5
2 - 2 - 1	申請書類	
2 - 2 - 2	審査要領	
2 - 2 - 3	留意事項	
2 - 3	農業経営規程の承認	2 7
2 - 3 - 1	申請書類	
2 - 3 - 2	審査要領	
2 - 3 - 3	留意事項	
2 - 4	農業経営受託規程の取扱い	2 9
3	中央会	
3 - 1	定款変更の申請及び認可	3 0
3 - 1 - 1	申請書類	
3 - 1 - 2	審査要領	
3 - 1 - 3	留意事項	
3 - 2	監査規程の承認	3 1
3 - 2 - 1	申請書類	
3 - 2 - 2	審査要領	
3 - 3	監査実施計画に対する意見	3 1
3 - 4	不祥事件等の発生時の対応	3 2
4	財務書類	
4 - 1	会計慣行	3 3

4 - 1 - 1	特定組合等の会計処理	
4 - 1 - 2	特定組合等以外の組合の会計処理	
4 - 1 - 3	会計環境の変化への対応	
4 - 2	財務書類の開示制度	3 5
4 - 2 - 1	財務書類の開示制度の体系	
4 - 2 - 2	全般的な開示態勢の整備	
4 - 3	資産及び負債等の評価	3 6
4 - 4	決算書類の作成	3 8
4 - 5	部門別損益計算書の作成	3 9
4 - 5 - 1	総合農協の部門別損益計算書	
4 - 5 - 2	経済連等の部門別損益計算書	
4 - 5 - 3	厚生連の部門別損益計算書	
4 - 5 - 4	部門別損益情報等の開示の促進	
4 - 6	業務報告書等の作成	4 3
4 - 6 - 1	全般的な留意事項	
4 - 6 - 2	キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっての留意事項	
4 - 6 - 3	連結業務報告書の作成に当たっての留意事項	
4 - 6 - 4	業務報告書等の経営局への送付	
4 - 6 - 5	中央会の事業報告書等	
5	子会社等	
5 - 1	定義	4 7
5 - 2	資料の提出	4 7
5 - 2 - 1	資料の提出の要請	
5 - 2 - 2	提出資料の精査	
5 - 2 - 3	経営局への報告	
5 - 2 - 4	経営局による提出資料の集計・分析及びフィードバック	
5 - 3	指導に当たっての留意事項	4 8
5 - 3 - 1	設立	
5 - 3 - 2	管理運営	
6	合併	
6 - 1	合併後の組合の事業経営に関する計画の樹立	5 0
6 - 1 - 1	事業計画書の記載事項	
6 - 1 - 2	留意事項	
6 - 2	申請及び認可	5 2
6 - 2 - 1	申請書類	
6 - 2 - 2	審査要領	
6 - 2 - 3	留意事項	

7	農事組合法人	
7 - 1	指導監督に当たっての留意事項	5 5
7 - 2	法令違反の農事組合法人に対する指導監督	5 6
7 - 3	休眠法人への対応	5 7

別添 1 連絡文書集

別添 2 別紙様式・記載例・定款例集

別添 3 標準処理期間

(注) 本事務ガイドラインの略語

農業協同組合法(昭和22年法律第132号) = 法

農業協同組合法施行令(昭和37年政令第271号) = 施行令

農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号) = 施行規則

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第1号) = 信用事業命令

系統金融機関向けの総合的な監督指針(平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知) = 系統金融機関向け監督指針

共済事業向けの総合的な監督指針(平成18年3月31日付け17経営第7481号経営局長通知) = 共済事業向け監督指針

農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成21年農林水産省告示第924号) = 個人情報ガイドライン(農林水産省版)

農業協同組合及び農業協同組合連合会 = 組合